

KiKO NEWS

阿蘇神社 火振り神事



「依存防止対策」支援活動開始へ～機構理事会で取り組み推進を決議
平成30年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部

「依存防止対策」支援活動開始へ
機構理事会で取り組み推進を決議



ホール現場の調査を第三者機関に 「21世紀会」の要請を受け入れ

機構理事会で取り組み推進を決議

遊技産業健全化推進機構は1月16日、東京都内の機構本部会議室で定例理事会を開き、社会的に注目されている依存対策について組織的に支援活動を進めていくことを決めた。「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」(阿部恭久代表)からの要請を受けたもので、3月の臨時社員総会で正式に承認されれば、準備が整い次第、調査活動を開始することになる。

「21世紀会」の要請は「ホールの依存問題対策の実施状況確認のための調査のお願い」で、昨年12月20日に寄せられた。 「『ギャンブル等依存症対策基本法』に基づく『基本計画』が2

019年4月に閣議決定される見込みであることも踏まえ、今後、新たな施策への対応と、従来の取組の再徹底が必要になると考えております」とし、第三者機関である機構にホール現場での調査を依頼するとの内容だった。

- 新たな事業「依存防止対策への取り組み状況を確認する調査」とすること。
- あわせて略称は「依存防止対策調査」とすること。
- 依存防止対策調査を行うため、全国のパチンコホールに対して、店舗内の依存防止対策の啓発用ポスターの貼付状況などを確認できるよう新たに「承諾書」の提出を求めるうこと。
- 依存防止対策調査が実施できることから、機構として可能な限り遊技業界の取り組みを支援していくとの結論が出された。
- 承諾書を提出したパチンコホールをPRするため、新たにドメインを取得して専用のホームページを開設し、ホーリー名等を掲載すること。
- 依存防止対策調査の事務手続きなどをまとめた依存防止対策調査実施要項を新たに制定すること。
- 依存防止対策調査の結果は、必要に応じて監督官庁、21世

紀会などの業界団体、依存問題に取り組む団体等に提出する」と。
● 推進機構としては依存防止対策調査を実施したパチンコホールに対して、現認調査の範囲にとどめる」と。
● 依存防止対策調査を開始することによる新たな予算を平成31年度の事業予算として計上すること。
● 依存防止対策調査が実施できるよう推進機構の定款を変更して3月11日に開催予定の臨時社員総会に上程すること。
● 依存防止対策調査の事務手続きなどをまとめた依存防止対策調査実施要項を新たに制定すること。

審議の結果、以下の取り組みを推進することが決議された。

● 依存防止対策調査の結果は、必要に応じて監督官庁、21世

「依存防止対策」支援活動開始へ

● 依存防止対策調査の調査項目は21世紀会の指定に基づき決定すること。

なお、現時点において調査する項目は、依存防止対策の啓発

21世紀会発第349号
2018年12月20日

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
代表理事 五木田彬殿

パチンコ・パチスロ産業21世紀会
代 表 阿部 恭



ホールの依存問題対策の実施状況確認のための調査のお願い

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、これまで、パチンコ・パチスロ産業21世紀会（以下、「21世紀会」）では、パチンコ・パチスロへの依存問題対策として、様々な取り組みを行ってまいりましたが、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づく「基本計画」が2019年4月に閣議決定される見込みであることも踏まえ、今後、新たな施策への対応と、従来の取組の再徹底が必要になると考えております。

各ホールにおける依存問題対応が適切に行われているかを確認するためには、第三者機関によりホール現場での調査を行うことが、最も確実な方法であると考えられます。

このため、21世紀会では、12月18日に会合を開き、貴機構に本件調査を依頼することが承認されました。

つきましては、別紙の調査項目について、各ホールの取組状況を調査してくださいますよう、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

記

添付資料

- ホールにおける依存防止対策の実施状況調査 調査項目

※ 本調査項目は、現在、各ホールがすでに取り組んでいる対策をリストアップしたものです。今後、「基本計画」が策定された際には、追加の措置が必要になる可能性がありますので、その旨、ご承知おきくださいよう、お願いします。

以上

ルから提出されていた「誓約書」に記載された当機構検査員の行動範囲を超えること等から、新たにその依存防止対策調査が可能となるよう「承諾書（仮称）」を作成した上で、個別に

「承諾書（仮称）」が届いたパチンコホールにおいては、経営者の方に依存防止対策調査への取組みを許可する旨の記名・押印を頂き、機構本部に「承諾書（仮称）」をご返送頂いた上で、本調査を開始する予定にしている。

また、本取り組みを実施するにあたっては当機構の定款も変更する必要があることから、臨時社員総会で、定款の一部変更案も上程することにしている。

● ●

当機構としては、今後、依存防止対策調査を開始するにあたり、必要な情報を隨時開示させて頂くよう準備を進めており、各パチンコホール経営者の方をはじめとする遊技業界の皆様に、当機構が実施する新規事業「依存防止対策調査」への協力をお願い申し上げます。

各パチンコホールに送付させて頂く予定。

平成30年度第3四半期の検査結果



遊技機及び計数機のさらなる点検強化を！

平成30年度第3四半期の検査結果報告

遊技機及び計数機の点検について

機構検査部が平成30年度第3四半期（10月～12月）に行なった立入検査活動の結果報告をお届けする。

この3か月間の検査に関し、パチンコ遊技機、回胴式遊技機、また、計数機においてもいずれも大きな異常事案は確認されていない。ただし、遊技機検査においては、いわゆる「部品取り」と思われる回胴式遊技機のホッパーの取り替えや、中継端子板の封印バンド欠損などの事案は継続して確認されている。

器のチェックは行なって欲しいと願っている。

なお、ホール側の受け入れ状況については、この3か月間も大きなトラブルも無く、概ね良好であったことから、この点はホール側の協力体制に感謝したい。

3か月間に612店を検査

次に検査の結果についてお知らせしたい。

お客様の動向

まずは稼働率の調査（頭どり）については割愛させて頂いているが、この3か月の稼働率の平均値は昨年に比べると良いものとは言えず、毎年のように下がり続けている状況であった。

当機構の検査員がカウントした「頭どり」数値のトータル平均を昨年同期比で比べると、パチンコ4円が一昨年度18%↓昨年度15%↓本年度14%、パチjong低玉貸が一昨年度35%↓昨年度32%↓が一昨年度33%、回胴式遊技機20円が一昨年度21%↓昨年度19%↓本年度19%、回胴式遊技機低貸が一昨年度34%↓昨年度30%↓

た計数機検査として、玉計数機90台、メダル計数機13台の合計103台の計数機検査も実施した。

《月別検査集計一覧》

各月	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				
					遊技機		計数機	玉	メダル
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	計
10	12	176	38	214	656	742	32	6	1436
11	12	221	40	261	792	956	36	4	1788
12	7	112	25	137	408	484	22	3	917
計	31	509	103	612	1856	2182	90	13	4141

(平成30年10月1日～平成30年12月31日)

機構検査部

本年度28%という数値になっている。参考にして頂きたい。

次に機構に対して誓約書をご提出されているパチンコホールは、12月末現在で1万0109店舗であった。

全国の誓約書提出

ホール数は本年3月末の時点からマイナス420店舗となっている。機構は立入検査を開始した平成19年4月から誓約書の提出店舗数をカウントしているが、毎年マイナスを記録している。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業している店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

最後に、本年第3四半期の各都道府県別の検査ホール数、検査遊技機数を別表でお知らせする。

《誓約書提出ホール数》

月	10	11	12
誓約書提出ホール	10,186	10,164	10,109
前月との差異	-42	-22	-55

(平成30年10月1日～平成30年12月31日)

《都府県方面別検査集計一覧》

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	合計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	旭川方面	12	-	12	48	48	-	-	96
2	釧路方面	12	7	19	44	52	6	1	103
3	函館方面	10	-	10	36	38	-	-	74
4	岩手県	12	8	20	44	52	7	1	104
5	山形県	13	-	13	44	60	-	-	104
6	福島県	13	10	23	48	56	9	1	114
7	栃木県	23	-	23	88	96	-	-	184
8	群馬県	11	-	11	40	48	-	-	88
9	千葉県	30	-	30	104	112	-	-	216
10	神奈川県	23	10	33	64	116	9	1	190
11	新潟県	23	6	29	88	96	5	1	190
12	長野県	13	8	21	48	56	7	1	112
13	富山県	13	10	23	56	48	8	2	114
14	石川県	13	-	13	48	56	-	-	104
15	福井県	13	-	13	52	52	-	-	104
16	岐阜県	14	-	14	60	52	-	-	112
17	愛知県	53	10	63	208	254	9	1	472
18	三重県	16	-	16	56	56	-	-	112
19	滋賀県	15	-	15	48	64	-	-	112
20	京都府	11	-	11	44	44	-	-	88
21	大阪府	39	10	49	142	162	8	2	314
22	兵庫県	16	7	23	46	80	7	-	133
23	奈良県	9	-	9	36	36	-	-	72
24	和歌山県	14	-	14	52	60	-	-	112
25	山口県	13	-	13	48	54	-	-	102
26	徳島県	14	-	14	40	72	-	-	112
27	愛媛県	13	8	21	52	52	7	1	112
28	福岡県	22	-	22	76	98	-	-	174
29	長崎県	12	-	12	40	56	-	-	96
30	大分県	14	9	23	56	56	8	1	121
合 計		509	103	612	1856	2182	90	13	4141

(平成30年10月1日～平成30年12月31日)

で救命

愛知と宮城のホール

愛知と宮城のホールで遊技中に倒れたお客さんをスタッフがAEDを使い相次いで命を救った。いずれのスタッフも定期的な講習を受けており、敏速な連携プレーで対応出来、地元の消防本部などから表彰された。ホールのAED設置は年々増えて来ており、お客さん以外にも通行人らの救命に使われるなど地域の信頼獲得に役立っている。こうした具体的な社会貢献の形はさらに広がっていきそうだ。



止むない連携プレー

愛知県半田市「有楽東浜店」

田村さんの「救急に連絡をするように」との指示を受けた休息中の小久保雄慈さん（46）が119番通報。主任の大倉誠さん（33）は救急隊員が通れるよう島の椅子を外す作業を行うとともに出動した。高橋さんは心臓マッサージを継続した。

田村さんがAEDを取りに走り、高橋さんは心臓マッサージを開始した。現場に戻った田村さんが男性の服を脱がせ、AEDを着装し、通電した。

人命救助に成功したのは愛知県でホールを展開する「有楽グループ」（新美保則代表、知多郡武豊町）傘下の「有楽東浜店」（加藤大知店長、半田市）。パチンコ480台、スロット320台を設置する同グループの旗艦店である。

昨年10月16日18時ごろ、パチ

コの島で男性（59）が椅子に座つたまま動かないのをフロアー業務中の主任・田村知也さん（29）が見つけた。大柄で白髪交じりの短髪。

格子柄のシャツにズボン姿だった。声を掛けても反応がない。インカムでアルバイトの高橋晃司さん（20）を呼び、2人がかりで床に下ろした。呼吸が止まっていたため、

相次ぎAED

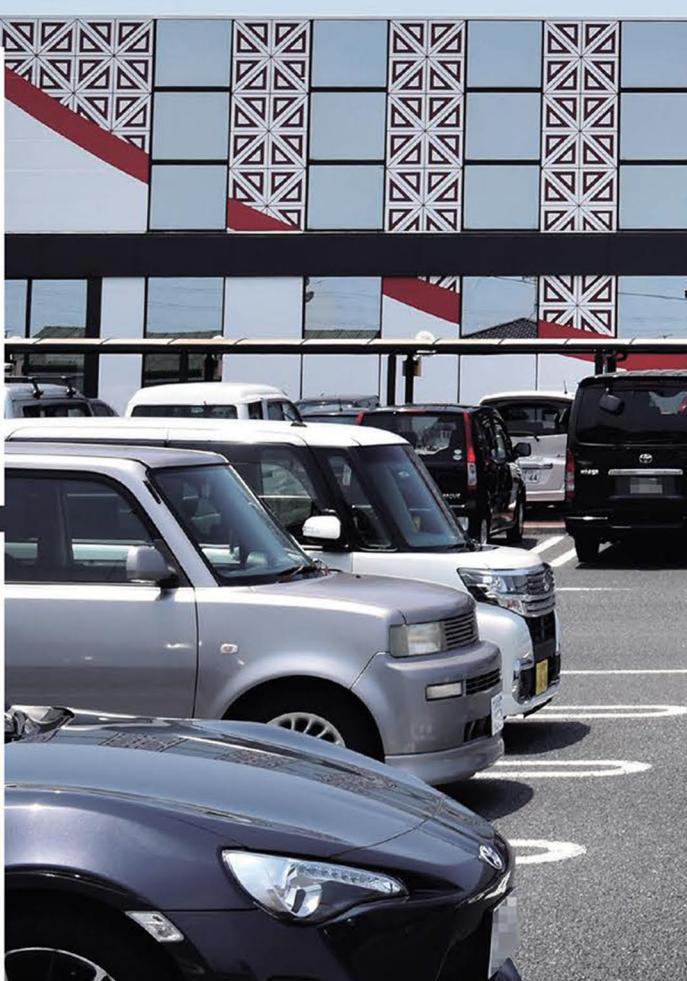
から表彰 4人地元組合 家族がお礼に

男性は息を吹き返し、命を取り

続していたが、AEDの機器から「ショックが必要」のアナウンスが流れたため、田村さんが2回目の通電を実施した。

この直後に救急隊員が駆けつけ、男性を半田市民病院に搬送した。

感謝状を持つ(前列右から時計回りで)大倉、田村、高橋、小久保さんの4人と、立ち合いの加藤大知店長(後列左端)



奥さんと娘さんが同店を訪れ、「ありがとうございました」とお礼の言葉

ある。

を述べていった。

半田市など1市3町の消防業務などをを行う「知多中部広域事務組合」は12月18日、田村さんら救命に携わった4人に感謝状を贈った。大倉さんは2017年10月、田村さんは同11月に受講していた。また、高橋さんは専門学校の看護科に通つており、初めてのAED使用にも慌てることなく、冷静に対応出来たという。

同グループは2017年3月に愛知県警半田署と「災害時における食料の確保に関する協定」を締結している。津波など大規模な災害が発生した際に東浜店に備蓄してあるカップラーメンなどを同署員や応援部隊に提供(600食)するという内容で、グループ8店で2016年から備蓄を進めていた。合わせて「避難指示」などの告知を街道沿いの電光掲示板に出すシステムを構築、災害に備えている。知多半島一帯は南海トラフ地震や津波の恐れが指摘されているだけにホールの防災意識も強い地域で



トリオで素早い救命

宮城県名取市「パラディソ名取店」

パラディソ名取店

お客様が倒れたのは昨年9月18日19時15分ごろだった。その男性は来店して島を回り、遊技台を選んでいた。ところが「157番」台付近で、遊技機をのぞき込むような格好のまま前に崩れ落ちた。

**呼吸引導、マッサージ、
気道確保**

号線沿いに「15時OPEN」のノボリがはためいているのが目に入る。新台入替でこの日は午後の開店だった。同市消防本部から表彰された3人から救命現場の話を聞いた。

宮城県名取市の「パラディソ名取店」(鎌田真澄支配人)では役職者3人が役割を分担し、お客様の命を救った。ここは19店を展開する「扇屋商事」(石田道人社長、本社・仙台市・「パラディソグループ」のひとつで、パチンコ396台を設置している。救命作業はどうに行われたのか。1月末、現地を訪れた。仙台からJR東北本線に乗り4駅、名取駅に着く。天候は晴れ。最低気温氷点下1.4度。雪はないが、風が強く寒い。

同駅から約1.5km。県道258号線沿いに「15時OPEN」のノボリがはためいているのが目に入る。新台入替でこの日は午後の開店だった。同市消防本部から表彰された3人から救命現場の話を聞いた。

島の2席離れたところにいた女性のお客さんが気づき、呼び出しふタンを押した。駆けつけたスタッフがインカムで「倒れたお客様がいます」と連絡。フロアにいた副支配人の末永敦さん(41)と事務所にいた同三浦翔太さん(30)が現場に走った。

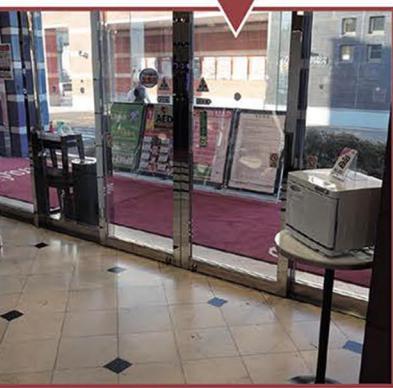
2人で男性を床に寝かせた。末永さんが、呼吸、意識、脈がないことを確認し、三浦さんがAEDを取りにダッシュした。男性は50歳代で、身長170cm弱、がつちりした体格。ジーンズにトレーナー姿だった。この間に事務所にいた松本智さん(41)(本社総務事業部副部長)が男性スタッフに119番通報を指示、救急隊員へ状況を説明するとともに「心肺停止なのでAEDを使います」と連絡した。

現場では三浦さんがAEDを持って走り込み、男性のシャツをたくし上げて胸などにパッドを貼り付けた。末永さんが機器を操作し、三浦さんが心臓マッサージ、事務所から駆けつけた松本さんが、顎が上がり、頭が下がる男性の気道確保にあたった。音声が「電気ショックが必要です」と判断を下し、末永さんは周囲のお客さんたちに

相次ぎ AEDで救命

愛知と宮城のホール

①157番台付近で倒れた



④正面玄関から運び出した



表彰状を持つ(右から)松本、末永、三浦さん



このAEDが命を救った

「ちょっと離れて下さい」と注意をしてから通電を行つた。

直後にかすかに自発的な呼吸があり、体温が戻つて來た。心拍を確認するところも動き出している。

その時、末永さんは「大丈夫だつたんだなと思いました」、松本さんは「『頑張つてよ』とずっと声を掛けていたのですが、通電後に目が反応し、「生きたい」という気持ちが感じられました」と振り返る。

ここに救急隊が到着。男性を担架に乗せて正面玄関から運び出し、病院へ運んだ。

男性は命を取り留め、社会復帰出来了。

安がありました。しかし、機械が教えてくれるので安心出来ました。パッドを貼るまで勇気がいりますが、三浦さんは「必死で心臓マッサージを続けました。声を掛けると反応があったので、私たちもこうした場面で声を掛けることが大事だと思いました」とそれぞれ話してくれた。

経験からの教訓

**声を掛けること
も大事**

数日後、男性の両親が顔を見せ、感謝の言葉を述べていった。さらに年末にはすっかり元気になつた男性がお礼に来たという。

同グループでは全社員に救命講習を義務づけ、リーダー以上の管理職はさらに上級の講習を受けさせている。3人ともAEDの使用は今回が初めてだったが、これまで貧血などで倒れるお客様の対

応を経験しており、冷静に対処出来たという。

3人は11月27日、同市消防本部から「消防活動協力者表彰」された。

今回の教訓を聞くと、

松本さんは「AEDを使うときは最低3人は必要ということが分かりました。機器のほかマッサージ、気道確保の要員がいりますね」、

末永さんは「AEDは使うまで不安がありましたが、使つてみて機械が教えてくれるので安心出来ました。パッドを貼るまで勇気がいりますが、三浦さんは「必死で心臓マッサージを続けました。声を

仙台港 静かな海

翌日、仙台から仙石線で中野栄駅に向かった。仙台港が内陸に入り込み、先の大震災の際、津波に

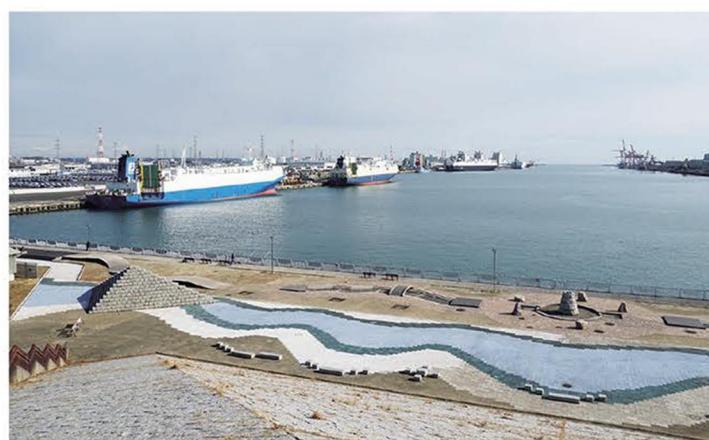
襲われた地域である。

同駅から徒歩で約15分、目の前に港が広がる。大型船が岸壁に横付けされ、分厚いコートを着込んだ男性たちが釣り竿を振っている。公園の高台に上ると長方形に区切られた港の全景が見渡せる。波はほとんどなく、静かな佇まいを見ていた。付近には工場のほか、アウトレット・パークがあり、観光客たちがバスで乗り付けていた。ここも水没した施設だつた。

仙台に戻り、繁華街を歩くと名物のアーケードは人波で溢れていた。ホールを3店見て回ったが、混んでいる島は低貸しが目立っていた。

AED設置施設 一般人使用の解禁 が後押し

AEDは医療機器のため、医師だけが使用出来たが、2003年に救急救命士、翌年に一般市民が使用出来るようになり、急速に普及した。全国で約68万台（厚労省研究班）が設置されていると推定され、都営地下鉄全駅と新幹線の駅、JR主要駅など公共交通機



仙台港

救急出動 5秒に1回 総務省消防庁統計

総務省消防庁の「平成30年版救急・救助の現況」（2019年1月公表）によると、平成29年の救急出

動件数（消防防災ヘリコプターを含む）は634万5517件（対前年13万1889件＝2.1%増）で、搬送人員は573万8664人（同11万4630人＝2.0%増）に上っている。ヘリコプターの出動は3370件なので、ほとんどが救急車によるものとなっている。

救急出動件数は平成9年には347万6504件、搬送人数は334万2280人だったから、この20年間で倍増していることになる。救急車は5秒に1回出動し、国民の22人に1人が搬送された計算になる。

施設にも行き渡って来た。ホールでの設置も進み、全日遊連が推進したこともあり、店内カウンター脇などに置いてある光景は珍しくなくなっている。

心停止になつた人の状態を自動的に心電図解析し、音声で指示を出すので、医療従事者でない人たちにも使い易い機器である。

含む）は634万5517件（対前年13万1889件＝2.1%増）で、搬送人員は573万8664人（同11万4630人＝2.0%増）に上っている。ヘリコプターの出動は3370件なので、ほとんどが救急車によるものとなつていて。一般的市民が目撃した心肺停止者は2万5538人。このうち1万人4448人について市民が蘇生作業を行つていて、率にして56.6%と6割に迫る数字となつていて。さらにこのうちAEDを使用したケースは1260人で約9%になる。

AED使用 一般市民の

AEDの使用はどうなのか。

出動の内訳を見ると、一番多いのが「急病」で約406万件（搬送人員約368万人）、次いで一般の怪我で同96万件（同88万人）、転院搬送同53万件、交通事故同48万件（46万人）、労働災害同5万件（同5万人）などと続く。運動競技は同4万件（同4万人）、火災は同2万件（同5000人）あった。急病の比率は平成9年からほぼ変わつておらず、全体の約6割を占めている。搬送人員の年齢では、高齢者（65歳以上）が約337万人と全体の6割で一番多い。その内訳を見ると「75歳から84歳」約132万人、「85歳以上」同112万人、「65歳か

ら74歳」同91万人となつていて。救急車の現場到着時間は、全国平均で通報から8・6分、病院収容所要時間は39・3分となつており、いずれの所要時間も交通渋滞などで延伸傾向にある。こうした現状からも、現場で即対処出来る一般市民のAED使用は重みを増していると言える。

ら74歳」同91万人となつていて。

埼玉県 無事、アーカンソー小児病院に

さいたま市の長岡璃空君（3歳）は1月18日、成田空港から米国に向かい、約13時間のフライトでリトルロック空港に到着した。すぐアーカンソー小児病院に入院し、検査を受けながらドナーとの出会いを待っている。

「Super Cute」病院でも人気者に

「救う会」は募金目標の1億6500万円を同月15日に達成、17日にお父さんの慧さんとお母さんの志織さんが埼玉県庁で会見、募金活動支援のお礼を述べるとともに渡航計画などを明らかにした。18日、慧さんに抱かれて半年ぶりに戸外に出た璃空君は救急車に乗り込み、成田へ。見送りの病院スタッフや「救う会」のメンバーに笑顔で手を振り、初めての飛行機搭乗だったが、元気なまま渡米出来た。

入院当日から様々な検査を受け、24日にアメリカの心臓移植待機リストに登録を完了した。璃空君は早々と現地の生活に順応し、持ち前の笑顔、人なつこいで「Super Cute」と看護師さんらの人気を



続々 目標達成！ 渡米 心臓移植へ

拡張型心筋症と闘う子供たち3人の募金活動が浸透し、

1月に次々と目標達成の運びとなつた。

1人は渡米し、ドナーとの出会いを待つており、

残る2人も心臓移植手術に向けて渡航の準備を進めている。

マスコミやネットでの情報拡散が効果を挙げたケースで、今後、こうした子どもの救済活動に

遊技業界などの積極的な支援が期待されている。

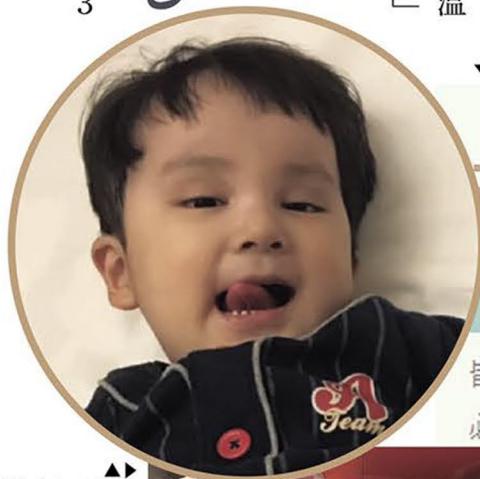
集めている。「Hello」「Thank You」などの言葉もすぐ覚え、遊び回っているところ。

「新たに闘いのスタート」

璃空君の募金活動には、ご両親がサッカー関係の仕事に携わっていることもあり、サッカー選手ら関係者が協力した。ご両親は「改めてサッカーファミリーの絆はとても大きな力があると感じさせられました」とし、「本当にいろんな事がありました。皆様のおかげでやつと、やつとここまで辿り着く事ができました」と感謝している。また、「救う会」の有川由梨代表は「無事にりくくんをアメリカに送り出すことができました。(略)りくくんとご両親はここからが新たな闘いのスタートとなります。(略)家族に笑顔が戻る日までどうか温かく見守って頂けると幸いです」とお礼の言葉を述べている。

放送、ネットが後押し
旺典君

東京都小金井市の上原旺典君(3)



▼「おうちゅんを救う会」の挨拶

おうちゅんに

募金受付終了のお知らせ

皆様からのたくさんのご支援・ご必要な資金に目処がつきました。

ば、お一人お一人に直
接お礼となることをお許
申上げます。
流れにつきましては、
かく見守って頂けます



渡航を待つ旺典君

◀大谷選手の訪問が
絶大な効果を



院内をお散歩

▼「しょうへいくんを救う会」ご報告と御礼

【ご報告と御礼】

当会ですが本日1月23日時点で総計募

した。こ

o!ネット募

が、受付総



コップから水を飲めるようになった



▲翔平君

を達成したことを確認いたしました。(下記の

歳)は1月19日に募金目標(3億5000万円)の目処がつき、「救う会」は街頭募金活動を中止した。

募金活動では、東京ベルディ選手会が味の素スタジアムで、また読売巨人軍が「ジャイアンツ・ファンフェスタ」で、さらに広島東洋力士が「カープファン感謝デー」で、「救う会」のメンバーと一緒に募金を呼びかけるなど様々な形で展開された。終盤で勢いがついたのは、1月13日の日曜日にTBSの番組で紹介されたこと。広く活動が知られたほか、アパレルのオンラインショッピングサイトの社長がこの活動を多くの人に知つてもらえるよう、このツイートをRTして下さい」と呼びかけ、リツイート1件につき10円を寄付することを明らかにした。反響が大きく、多くのリツイートが寄せられた。

地道な街頭募金活動にこうした応援が加わり、目標達成の見通しがついた。

「驚き」と「感謝」

昨年9月の厚生労働省での会見から約4か月。お父さんの良太さん、お母さんの歩さんは「毎週末

の募金活動、募金箱の設置、その他にも皆さまにはたくさんのお力を貸していただきました。ありがとうございます。そして、メディアの力、SNSの力で全国の皆様に知つて頂きまして、こんなにも早く目標額の目処がついたことに、私たちも驚きとともに大変感謝しております」との文章を「救う会」のホームページに寄せていている。

旺典君は病院生活を送つており、渡航準備のため血液検査やCT検査などを受け、看護師さんたちに遊んでもらつたりもしている。月1回ぐらい発熱することがあるが、体調を整え、ニューヨーク・コロンビア大学病院への出発を多くの人が待ち望んでいる。

旺典君は病院訪問だつた。ご両親の大谷選手の病院訪問だつた。ご両親の大谷アンで息子を「翔平」と名付けていた。その縁でメジャーリーガーの来訪(1月5日)が実現した。大谷選手が翔平君を抱き上げる場面やご両親と話すシーンは全国紙やテレビなどに大きく取り上げられた。この効果は絶大で同月内の目標達成が実現した。

大谷選手のバツクアツップが威力

兵庫県尼崎市の川崎翔平君(1

歳)は1月23日、目標(3億5000万円)を達成した。旺典君同様に昨年9月から募金活動を行つてきたが、米大リーグ・エンゼルス

の大谷翔平選手の訪問などもあり、一気に数字を伸ばした。



「スタートライン」

ご両親は「莫大な費用にも関わらず、関西をはじめ、全国の皆様より数えきれないご支援・ご協力を頂き、翔平の命をつなぐためのスタートラインに立たせて頂くこ

とが出来ました。(略)今まで何度も危険な状態になり、親として、つらい日々でもありました。くじあつたからこそ、乗り越えることが出来ました」と残暑から凍えるような季節まで街頭に立つてくれた人たちに感謝。そして「たくさんのお手紙やプレゼントなどは、本当に励みになつておりました。

翔平君は1月カテーテル検査を受けたが、問題は見られなかつた。その後、体調を崩し、食欲が戻らない状態が続いた。疲れやすくなっているようで、栄養を補給しつつ、体力の回復を図つてゐるという。翔平君は左右の心室にそれぞれ人工心臓をつなぐ、国内でも初めてのケースだけに左右のバランス調整が難しいと言われている。すでに米国・テキサス小児病院での受け入れが決まつてゐるだけに支援の人たちは1日も早い渡航を期待している。

頑張れ！翔平君。



のから 構図

世界の頂点に達した「チーム大坂」

新春早々、いちばんの明るいニュースは、大坂なおみの全豪オーブンテニスの優勝だった。力があつても、発揮できなかつた逸材が、この1年で驚異の成長を遂げて、世界ナンバーワンとして君臨する存在になつた。

大坂の飾らない性格もあつて、日本ばかりか、世界のテニスファンをとりこにした。

どうして、少女の面影を残す21歳が、こんなに強くなつたのか。あまりに嬉しい出来事なので、ちょっと自分なりに考えてみた。

いわれるのが、コーチの存在だ。コートの上で、イライラしがちな大坂が精神的にコントロールできるようになった、それに貢献したのがコーチなのだと。

コーチについて、知りたくなつた。日本語、英語版のウェイキペディアはなかつた。ドイツ語版があつたが、情報はわずか。ATP（男子プロテニス協会）、WTA（女子プロテニス協会）の登録情報が経歴を伝えていた。

名前の呼び方からして、はつきりしない。サーシャ・バインだつたり、サーシャ・バインだつたり。アルファベット表記は、Sascha Bajin。35歳。

3歳年下の男子の王者ジョコビッチと同じ、セルビア生まれだが、クロアチア系ドイツ人とある。おそらく両親とドイツに移住したのだろう。ミュンヘンで育ちドイツ国籍を取得了。

テニス選手を目指し、2005年から2007年まで、プロとして出場した。

年末のランキングで、2005年1523位、2006年1197位、2007年1461位、最高位は、1149位だった。

プロ選手として断念して、翌年テニスの仕事についたのが、テニスの女王、セリナ・ウイリアムズのスタッフだった。ヒツティング・パートナー。強打のセリナと練習で打ち合つて調整する仕事だった。

2008年から2015年まで8年間。セリナのツアーに

同行し、試合前の調整を行つた。コーチではないが、ボールの打ち合いを通して、セリナの体調、調子がいちばん分かる仕事でもあつた。この体験は貴重だった。

その後、アザレンカ、スローン・ステイブンス、ウォズニアッキについた後、2017年の年末、大坂の事務所からコーチの話が飛び込み、かけがいのない出会いとなつた。

就任後の2018年の全豪オーブンは、大坂はベスト16。3月の米国バリバオーブンでは、初優勝を遂げた。コートで攻め込まれ、精神的に追い込まれ、「もう帰りたい」と駄々をこねる大坂を、「君ならできる」と何度も励まして勝ちとつた様子がテレビでも報じられた。

そして、9月の全米オーブンでのセリナ・ウイリアムズとの決勝。コート上でイライラしたのは、セリナの方だった。おそらく、普段からコーチは8年間のセリナ体験で得た情報の大坂に伝えていたのだろう。セリナほどの実績をもつた選手も、試合前はナーバスで、追い込まれて落ち込むのは当たり前、それに打ち勝つ闘争心を持ったものが栄光を手にできたことを伝えたのだろう。

コーチとともに、事務所はテニス選手に重要なストレングス＆コンディショニングコーチに、セリナのスタッフ（2004-2007）だった男性コーチを招き入れている。

セリナのスタッフたちが、大坂を励ましてお神輿に乗せ、たつた1年で全米、全豪の王者に押し上げたといつていいような構図ではないか。大坂ががんばつたのがいちばんだが、「チーム大坂」の栄誉も決して無視できない。

そんな折、脱稿間際にとんでもないニュースが飛び込んだ。大坂がコーチを「解任」したというのだ。自らツイッターで「もはやSaschaと一緒に仕事をすることはできません」と表明したのだ。理由は分からぬが、確かに、クレイコートの全仏、芝の全英と、次の目標に向って突き進む、「チーム大坂」に軋みが出、結局が崩れてしまつたことになる。

大坂は本当にテニスファンをハラハラさせて、目が離せない。

（求）



店長に求められる知識

労務管理 XV

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

代表的な労働法規

労働基準に関する法律		労働関係に関する法律
労働基準法	労災保険法	健康保険法
最低賃金法	家内労働法	厚生年金保険法
障害者基本法	労働安全衛生法	国民健康保険法
男女雇用機会均等法	育児介護休業法	国民年金法
パート労働法	労働契約承継法	介護保険法
労働審判法	公益通報者保護法	雇用保険法
労働契約法	ほか	労働者派遣法
		ほか

不規則、長時間、過重労働とかつては過酷な労働環境が当たり前といわれたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心で改善が見られ、他業種と比較して福利厚生面でも充実した企業が増えました。パチンコ店が「ヒ

ト」「モノ」「カネ」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していくうえで、根幹となるのが「ヒト」です。「ヒト」を効率的に活用して店舗の生産性を高めるので、するために労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することを労務管理といいます。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働く環境を整備していかなければなりません。また昨今では、コンプライアンスの視点からも、正しい労働法規の知識に基づいた適正な対応や行動に注力され、企業の信頼を高めるための労務管理が求められています。

今回は、労働環境について取り上げます。店長には健全な職場環境を作る責任があります。ここからは、問題を解きながら解説していきましょう。

休憩時間

【問題】
パチンコ店のアルバイトスタッフ

ツフに対する休憩時間中の行動制限において、労働法違反に該当する組み合わせはどれか。

A：社内の風紀を乱すため、休憩時間中のスマホゲームを禁止とした。
B：いつでも業務連絡を取り、休憩時間中もインカムの着用を義務付けた。
C：業務に支障をきたすため、休憩時間中の飲酒を禁止した。

アは、自由行動が原則のため違反となります。イも待機と見なされるため違反、ウは合理的な理由による行動制限に該当するため問題ありません。

健康診断

【問題】

労働安全衛生法で定められている健康診断に関する説明として、正しいものはどれか。

【選択肢】

- a・23・0%
- b・13・9%
- c・46・1%
- d・17・0%

正解と解説

正解はcです。

労働基準法第34条「休憩」3項では、「使用者は、休憩時間を自由に利用させなければならぬ」と定められています。よって、休憩と

は労働から完全に解き放たれた状態であり、自由行動が原則となります。しかしながら、外出を許可するなど、合理的な理由による行動制限は可能とされています。

アは、自由行動が原則のため違反となります。イも待機と見なされるため違反、ウは合理的な理由による行動制限に該当するため問題ありません。

果を保管する義務はない。

d：事業者が、健康診断(定められた項目に限る)の費用を全額負担する義務はない。

労働者災害補償保険法

次の図において、a～dの行動で怪我をした場合、労働者災害補償保険(労災保険)に認定されないものはどれか。

【選択肢】

- a・自宅の外の階段。
- b・休憩時にコンビニへ昼食を購入しに行く途中。
- c・社長と同行して競合店の視察に行く途中。
- d・社長から預かった資料をグループの飲食店の店長に渡しに行く途中。

正解と解説

定期健康診断の実施義務がある対象者は、常時使用する労働者(労働時間が、正社員の週所定労働時間の3／4以上)とされています。週1回勤務であれば、受診させる義務はありません。

回答分布

a・36・0%	b・52・6%
c・2・1%	d・9・3%

パチンコ店の労働環境は、健康に害を受けやすい環境でもあります。従業員の健康状態を把握することは店舗管理者の大切な業務です。

【正解と解説】

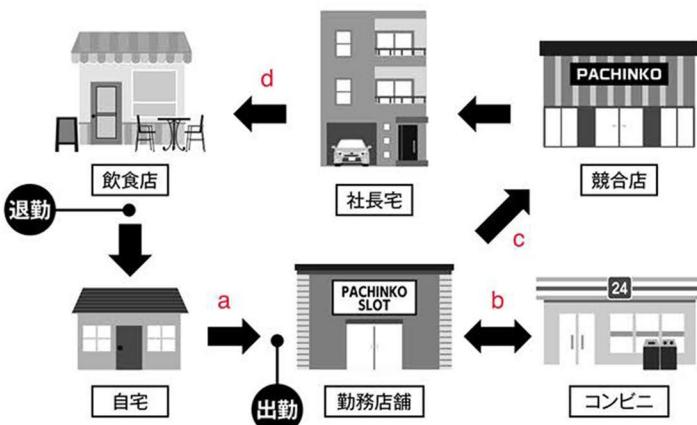
正解は**b**です。

労働者災害補償保険(労災保険)

とは、業務灾害(仕事を原因としたケガや病気)や通勤灾害(通勤中のケガ)にあつた場合、治療費や

休業補償をする保険です。休憩時間は労働者が自由に使える時間のため、労働時間には含まれません。

従業員の保護を目的とした労災保険は、労働者個人が加入するものではなく、事業所(会社)が加入



し、その会社で働く人全員に適用される保険です。労災保険は正社員、パートタイマーに関わらず、会社から賃金の支払いを受ける人はすべて労災保険の適用を受けることができます。

車通勤を許可している企業は特に通勤災害のケースが多く考えられます。通勤災害は、家を出てから帰宅するまで通勤の途中で災害にあつた場合が対象となりますが、仕事帰りにお酒を飲みに行くなど通勤以外の目的があつた場合は、その間およびその後は労災の対象にはなりません。

【問題】
2015年12月から義務化されたストレスチェック制度について誤っているものはどれか。

【選択肢】

a：労働者が常時50人以上の

全事業場はストレスチェックを実施しなければならない。

50人未満は努力義務となつて

いる。

b：ストレスチェックは1年以内ごとに1回は実施しなければならない。

c：ストレスチェックの実施者は医師、保健師などが行う。

d：個人情報を扱うため、ストレスチェック実施の事務は必ず役員もしくは人事部長が行わなければならない。

務とされています。事業者は1年に1回、調査票を用いて医師などによるストレスチェックを実施しなければなりません。

その結果は本人にのみ通知されます。また、必要とされた労働者から申し出があった場合は医師による面接指導が行われます。このストレスチェックと面接指導の実施状況を、1年に1回労働基準監督署に報告する必要があります。

心的ストレスは業務に差し支えが出ることもあります。少しでもストレスを軽減できるよう、ストレスチェックや医師との面接を有効活用しましょう。

【正解と解説】

正解は**d**です。

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査のことです。

労働安全衛生法の改正により、2015年12月1日から、従業員50人以上の事業所(企業)はストレスチェックの実施が義務化されました。50人以下の事業所は努力義

健全な職場環境になるかどうかは、店長の取り組み次第です。1店舗あたりの勤務人数は少なくとも10人前後います。店長が率先して職場を良くするために行動することで、周りのスタッフも協力してくれます。まずは職場環境に関する基本的な法令知識を身に付け、店舗のチェックを行いましょう。自店の現状を知ることが健全な職場環境構築への第一歩です。



文・綾小路杏

イラスト・岩崎政志

高校卒業してすぐにこの会社で働き始めて、もう8年になる。

ールが、オレが勤務しているK店だ。

オレの勤め先は、地方都市でチーン展開しているパチンコホールだ。

最初は工業団地に隣接するA店に配属されていたが、今は異動して繁華街にあるK店でフロア主任を務めている。

現在うちが経営しているパチンコホールは全部で7店舗。

パチンコ業界はここ数年ずっと冬の時代。

うちの会社も例外ではなく、業績悪化が続いている。グループ店舗も減らした。

昨年まで10店舗を展開していたが、整理していくたん4店舗を閉鎖。

そして新規で1店舗を出店した。

その、新規で出店したパチンコホ

K店は駅前の繁華街の貸しビルの中にある。建物自体は6階建てで、地下1階～3階までの4フロアを借りて営業している。

地下1階は1円パチンコと景品力ウォンター。

1階に4円パチンコと1円パチンコが併設して置かれ、2階と3階はスロットフロアだ。

昨今のニーズに合わせ、スロットも2階の一部を低貸しコーナーにしている。

ここK店は、ビルの一部を改装しているということもあって、少々複雑な作りになっている。

店の上、4階から6階は、うちのグループとは関係ない雑貨屋や飲

食店が入っている。フロア外にエレベーターがあるので直接6階とかに上ることもできるが、エスカレーターは1階から6階まで乗り降りできるようになっている。

4階から上に行きたいお客様が、エスカレーターでうちのホールを覗いて通り抜けるということもよくあることだつた。

つまり、うちのお客さんじやない人も頻繁にホール内に出入り出来る環境……ということだ。

そもそも、パチンコホールはパチンコをやらないお客様以外がトイレを利用することがあるが、ここK店はそういう環境もあって「うちのお客さん」以外がフロア内にいることが多い店舗、となつていた。

ちなみに、男子トイレは各フロアにあるが、女子トイレは1階と2階のみしか設置されていない。

そして、事務所は4階にある。



当然、公表はしていないが、郵便物を受け取るポストの表記や、従業員がエスカレーターで4階から

いが。

3階に降りてくるところなどを見れば、誰でも上の階に事務所があると推測できただろうと思う。

そんなK店でのオレの仕事は順調で、このまま平穏に続けられればいいなあと願つた。

もちろん、事務所に入るには厳重なセキュリティをかけているので、一般のお客さんが入ることが難しかった。グループの店舗数を減らした、ということは、従業員の数も相応にオレも安泰。

同期入社と中途採用だけど同じ年代の仲間でよく飲みに行つていて仲が良かつたが、そのメンバーのうち2人、店舗整理の際に会社を去つていた。

ちなみに、男子トイレは各フロアにあるが、女子トイレは1階と2階のみしか設置されていない。

もちろん、事務所に入るには厳重なセキュリティをかけているので、一般のお客さんが入ることが難しかった。グループの店舗数を減らした、と

残った5人は、前よりもいつそう結束力が強くなり、飲み会の頻度も増えた。

ある夏の日。

メンバー5人全員が早番……といふなかなか珍しい事象が発生したことがわかつたので、さつそく飲み会が開かれることが決定した。

オレの勤務するK店がちょうどみんなの中間地点もあるし、繁華街にあるということもあって、K店の近くの居酒屋に集合となつた。

オレは、個室を売りにしているチエーン店の居酒屋を予約した。

個室と言つても上の空間があいて

いて、隣のお客さんの声がけっこう聞こえる。

企業秘密的なこととかはあまり話せないが、料理なども安価で美味しかつたから、よくK店の仲間と利用していた。

暑かつたせいもあり、その日は自分も飲み過ぎてしまつた。

他のメンバーも同様で、一人など

彼が言つてきた業務改善の内容とは、うちの店に関するこど。

飲み会も終盤。明日は早出だとう1人が「そろそろ」と言い出した時。別のやつがオレに真面目な業務改善のことを話してきた。

前述のとおり、うちの店は特殊だ。閉店後などに売り上げを集める作業が毎日あるのだが、うちのK店はこの時に強盗に狙われやすいのではないか、と言つてきた。

は座席で眠つてしまつた。

酔いも手伝つてか、話し声も大きくなつたと感じていた。

事務所の位置もバレているうえ、回収ルートもわかりやすい。

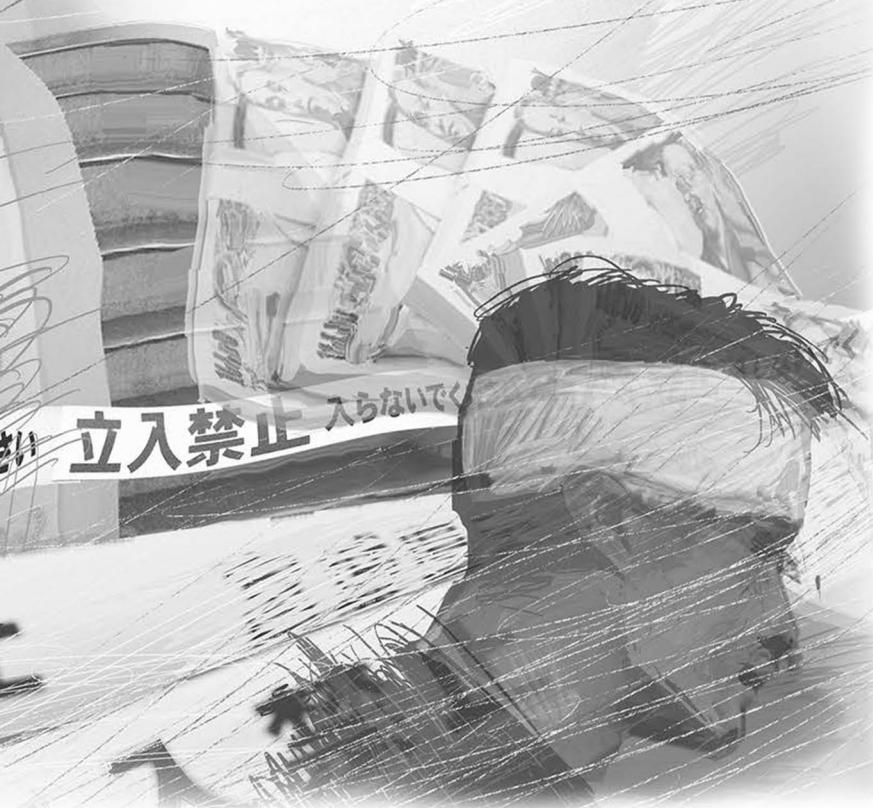
「だよなあ！ オレもそう思うんだよ！」

「改善のためには、まずは問題の洗い出しだあ！！」

そんな話を、他人の姿が見えてないという安心感と、酔いが進んだ危機感の薄さから、うつかり大声で話していた。

翌日、酔いが醒めて冷静になつたオレは、ヤバいことを話していたことに気付いた。

銀世界の裏



すぐに他の4人にLINEで「オレら、ヤバいこと話してたよな?」と連絡したが、みな「どうだつ?」と覚えてないようだつた。

オレに話しかけてきたやつ自身も、すっかり忘れていたようだつた。

「なんの話してた?」

そう聞かれたオレは、「いや、よく覚えてないんだけど、かなりエロいこと言ってたような気がして」とごまかした。

数日は不安でしかたなかつたが、3か月もたつと、すっかりそのことも忘れていた。

けれど、話の内容をキッチリ覚えていたオレは、あの日、隣の誰かに聞かれていたんじやないか、いつか強盗が現れるんじやないかと心配になつた。

しかし、それは現実となつた……。

●

たまたま非番だったその日、午前0時をすこしまわった時間にオレの携帯に本社から電話が入つた。

そのうえ、「犯行のきっかけは居酒屋で聞いた話」なんて犯人に自供されたら、オレのせいだとバレてしまう。

「強盗が入つた、すぐに店に行つてくれ」



だつた。

奪われたのは売上金約500万円。

犯人は捕まつていないようだ。

オレは3か月前の飲み会のことを思い出す。

まさか、まさか……。

オレたちがあんな話をしたから起きたのかもしれない……。

「犯行のきっかけは居酒屋で聞いた話」

同僚が真っ青な顔をして非常線の外に立つていた。

2階と3階のスロットフロアの売上金を4階の事務所に運んでいた同僚が非常階段で2人組の強盗に襲われたということだつた。

犯人、捕まらないといいな……。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いていますが、
現実に存在する人物像や事件とは
一切関係ありません。

改めて広告・宣伝規制について考える



三堀 清

みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法學部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て
平成8年 早稲田大学大学
院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所
開設
現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1

風適法の 広告・宣伝規制

風適法16条の広告・宣伝規制について、解釈運用基準第17・5(2)イで規定するものは、「主として清浄な風俗環境の保持を図るために設けられたものであるが、憲法上、表現の自由及び営業の自由が保障されていること」に鑑み、「規制する場合は、公衆の目に触れやすいものの規制に限る」としている。広告・宣伝規制は、①清潔な風俗環境の保持を目的とし、②表現・営業の自由の保障から目立つものだけを対象に抑制的になされるべきである、と

いうことになる。

また、解釈運用基準第17・5(2)イでは、視覚に訴えるものの内容につき「典型的には：遊技盤上の遊技くぎの操作による遊技球のサービス等著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていることを表すもの等が規制の対象となる」としている。

2

パチンコホールの 広告・宣伝が

規制対象とされる経緯

ところで、「清潔な風俗環境の保持を目的とする」風適法16条の趣旨からは、セックス産業の広告・宣伝は、本来、人の目に触れさせるべきではない卑わい

な内容となりがちで周辺環境への悪影響が大きいから当然規制の対象になるが、ホールの広告・宣伝は、人目に触れても特に問題のない内容であるから、表現の自由を尊重すれば、規制の対象にすべきではない、という考え方もあり得る。実際、平成13年までの解釈運用基準では、「典型的には衣服を脱いだ人の姿態や性交、性交類似行為、性器等を描写するもの、営業所内で卑わい行為が行われていることを表すもの等が規制の対象となる」と記されているだけで、現在のように「：遊技盤上の遊技くぎ云々」との例示は記されていなかつたのである。

にもかかわらず、何故、ホールに広告・宣伝規制が「拡張」されるようにな

つたのだろうか。それには、以下の歴史的背景を理解する必要がある。

パチンコは、平成5（1993）年ころから射幸性の高まりと共に人気も過熱した反面、のめり込みの問題が表面化して来たため、ホール業界団体は、平成8（1996）年11月から射幸性の高いパチンコ遊技機である「社会的不適合機」の自主撤去を実施した。しかし、この間隙を縫うようにスロット遊技機の射幸性が昂進し、平成15（2003）年10月には爆裂機3機種の検定取消しという事態に至った。平成16（2004）年7月には不正改造の防止と主にスロットの射幸性の低減化を目的として風適法施行規則及び遊技機規則が改正されている。

しかし、この間を通じて、ホール業界は、射幸性を売り物にした営業方法への傾斜を強め、ヘビーユーザーを奪い合って出玉イベントが常態化し、広告・宣伝も過激なものが横行するようになった。そして、業界がこぞって射幸性を追求した結果、遊技機の不正改造が後を絶たず、のめり込みによる乳児の放置、経済的な破綻、家族崩壊、更には犯罪等、看過し得ない社会的な問題も惹起したのである。

このような営業方法を鎮静化するに

3 進まぬ 射幸性を売り物にした 営業方法からの 脱却

以上のようなホールの広告・宣伝が風適法16条の規制の対象とされるに至った経緯は、射幸性を売り物にした営業方法の弊害が社会の許容範囲を超えたという事実を如実に物語るが、当の

は、第一に風適法16条により行き過ぎた広告・宣伝を是正し、第二に「著しく射幸心をそそるおそれのある行為／営業方法」を禁止する各都道府県の風適法施行条例の規定により出玉イベント自体を禁止するという方法を探るべきことは、誰が見ても明らかである。確かに、ホールの広告・宣伝は、人目をはばかる必要はないものかもしれないが、ヘビーユーザーにとつてはプレイへの渴望を必要に刺激するものであるし、不正改造した遊技機設置の告知、根拠金による多額の現金取得を期待させる誘引は、一般論としてうさん臭く、不道德な印象を与える表現として風俗環境を汚染すると捉えられ、規制対象と考えられるようになつたとも解される。

また、広告・宣伝規制の潜脱手段として総付景品が利用された実態に鑑み、ホール5団体（全日遊連、日遊協、同友会、余暇進及びPCSA）では、平成23年10月24日付けで自主規制である「総付景品等の提供に関するガイドライン」を合意している。

にもかかわらず、一部のホールでは、依然として、情報誌ライター、タレントなどの招致に仮託した出玉イベントを企画し、メールマガジン、サイトやSNS等、新たな媒体を駆使して射幸性を訴求する内容の告知を発信している実態がある。

そのため、広告・宣伝に関して、警察庁生活安全局保安課は、平成23（2011）年6月22日付けで規制対象となる表現内容を例示する「パチンコ営業における広告、宣伝等について（通知）」を発し、翌平成24（2012）年7月20日付けで先の通知の内容を整理拡充した「パチンコ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について（通知）」を発した。

ホール業界は、射幸性の高さ故の客離れが進行するなかでも、更にヘビーユーザーへの売上の依存度を高めるというスパイナルに陥り、従前からの営業方法から脱却できなかつた。

4

ギャンブル等依存症対策 基本法の 施行による新たな局面

先述のとおり、風適法16条は「清浄な風俗環境を保持」するという目的に出たものであるが、ギャンブル等依存症対策基本法（ギャンブル依存対策法）の施行に伴い、同法に基づき、依存症対策という全く異なる目的から広告・宣伝を規制する法律や条例が制定される蓋然性が高い。

ギャンブル依存対策法は、「国は、：

ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」（同法5条）、「地方公共団体は、：ギャンブル等依存症対策に関し、：その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」（同法6条）との条項も置いている。これは、ギャンブル依存症の防止の目的から、国の法律だけではなく、都道府県や市町村の条例によっても広告・宣伝を規制できることを意味する。そして、その対象はホールのみではなく、現在は事実上野放し状態にある遊技機やメークまで及ぶ可能性も高い。必ずしも適例ではないかもしれない

一部のホールでは、依然として、
情報誌ライター、タレントなどの招致に仮託した
出玉イベントを企画し、

メールマガジン、サイトやSNS等、新たな媒体を駆使して
射幸性を訴求する内容の告知を発信している実態がある。

が、タバコの広告・宣伝は、財務省の平成16年3月8日付けの「製造タバコに係る広告を行う際の指針」により、テレビ・ラジオや屋外の看板による広告は事実上全面的に禁止される等、非常に厳しく規制されている。

ギャンブル等依存症に対する世論が厳しさを増せば、タバコと同等又はそれ以上に厳しい広告・宣伝規制が行われ、街中・郊外を問わず看板すら設置できなくなる事態も否定できない。



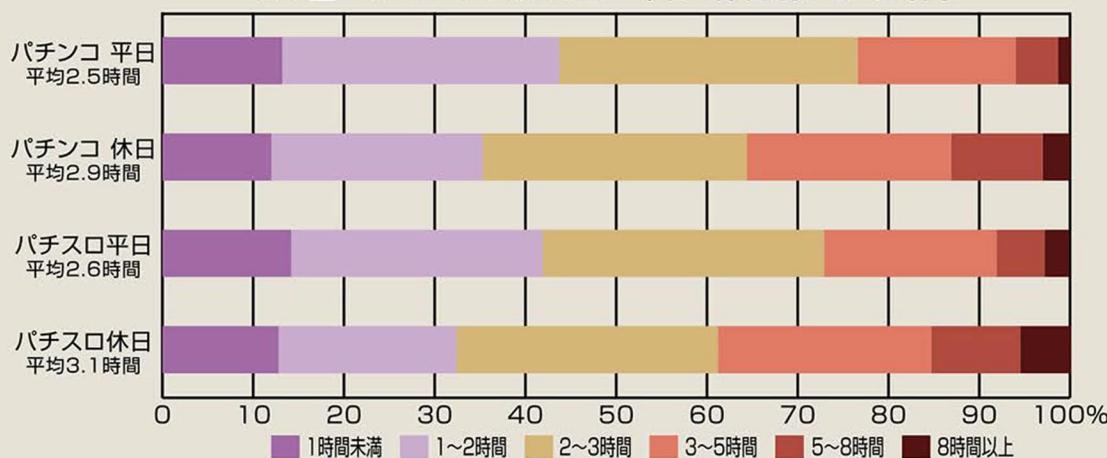
データでみるパチンコ業界 Yesterday, Today And Tomorrow

第140回

遊技時間短くなる傾向 様々な変化に対応を

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

図1 ■ パチンコ・パチスロ 平日・休日別プレイ時間



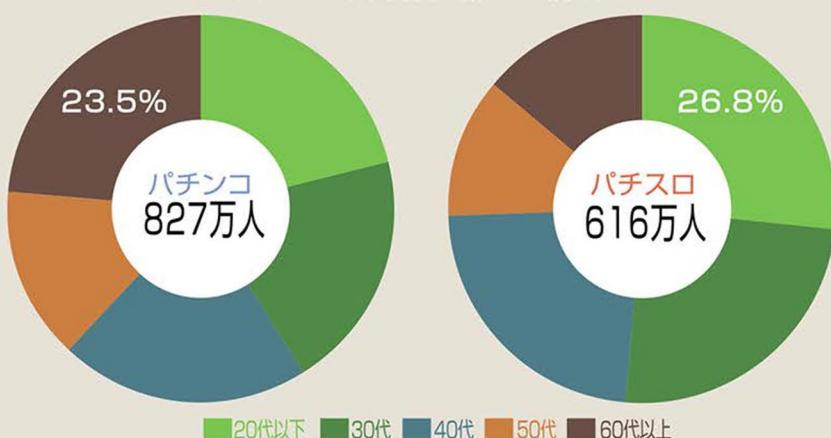
春分の日も近づき、次第に日が長く感じられるようになりました。
パチスロの方が遊技時間やや長い

まず、プレイ時間の全体像を確認します。図1は「パチンコ・パチスロ 平日・休日別プレイ時間」です。

パチンコのプレイ時間は平日が平均2・5時間、休日が2・9時間です。パチスロは、平日が2・6時間、休日が3・1時間です。パチンコに比べ、パチスロの方がややプレイ時間が長くなっています。休日と平日を比較するとプレイ時間は長いのは、いずれも休日の方です。当然のことながら、休日の方が余暇時間に余裕があります。休日と平日を比較するとプレイ時間が長くなるのでしょうか。パチンコ、パチスロとも平日、休日ともにプレイ時間が多いのは「2~3時間」で、回答者のほぼ3割を占めています。

軽装でパチンコ店を訪れるお客様も増えて来るでしょう。ではパチンコ、パチスロを楽しんでいる人々はどのぐらいの時間を遊技に使っているのでしょうか。今回はエンタテインメントビジネス総合研究所の「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2018」から、パチンコ・パチスロの年代別プレイ時間を見てみましょう。

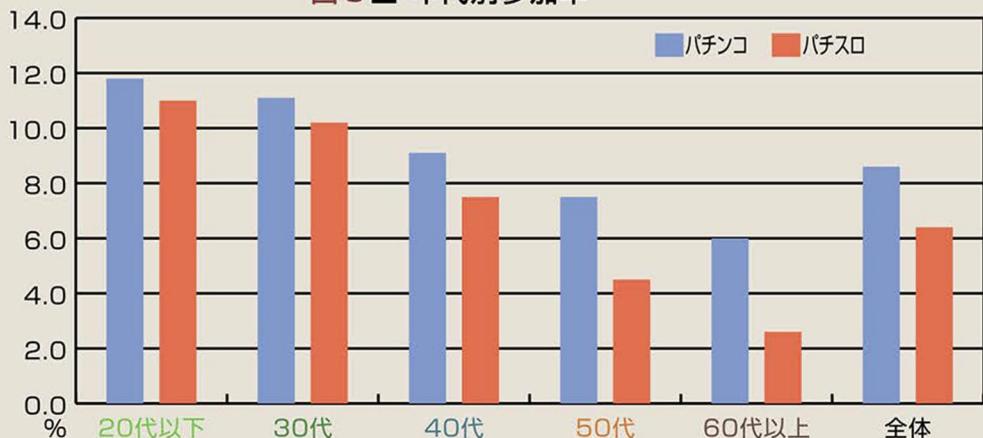
図2 ■ 年代別参加人口構成



パチスロでは、
参加人口の
ほぼ半数が
30代以下

図2は「年代別参加人口構成」です。パチンコ、パチスロで比較すると、パチスロでは、「20代以下」

図3 ■ 年代別参加率



が26・8%、「30代」が24・6%と
若年層が多くなっています。対し
て、パチンコでは「60代以上」の
23・5%が最多の年齢層です。

この年齢構成の差は、パチンコ
とパチスロの遊技特性の違いによ
るものでしょう。パチンコに較べ
た、パチンコ、パチスロともに「50
代」が他の年齢層より少ないのは、
この年齢層が団塊世代と団塊ジユ
ニア世代に挟まる比較的人口の
少ない世代であり、図3「年代別参
加率」の通り、40歳以下の世代より
参加率が低いためです。

一方、「20代以下」は休日では最
も短く、平均プレイ時間は2・5
時間と、0・2時間しか増えてい
ません。他の世代と比較すると、
「1時間未満」が17・5%であり、
「1~2時間」も31・0%です。「20
代以下」は平日、休日の差が少なく、
他の世代に比べてプレイ時間が短
い人が多くなっています。これが
上の年代の「40代」「30代」では、
「5~8時間」「8時間以上」の占め
る割合が増え、「40代」では5時間
以上という回答が19・2%と2割
近くもあります。

他の世代より、 遊技時間が短い 「20代以下」

続いて、図4以降の年代別プレー
時間を見ていきましょう。まず、
図4の平日のパチンコのプレイ時
間です。「30代」「40代」「60代以
上」はほぼ同じくらいのプレイ時間
で、平均2・6時間となっています。
「20代以下」は平均2・3時間、
「50代」はさらに少なく平均2・2
時間です。社会的な責任も増え、
「50代」は平日に余暇時間を確保す
るのが難しいのかもしれません。
それが、図5の休日のプレイ時間
になると変化が表れます。最も普
及する時間帯は「40代」の3・3
時間で平日より0・7時間長く
なっています。「50代」も3・0時
間と平日に比べると、0・8時間
長いです。

一方、「20代以下」は休日では最
も短く、平均プレイ時間は2・5
時間と、0・2時間しか増えてい
ません。他の世代と比較すると、
「1時間未満」が17・5%であり、
「1~2時間」も31・0%です。「20
代以下」は平日、休日の差がなく、
他の世代に比べてプレイ時間が短
い人が多くなっています。これが
上の年代の「40代」「30代」では、
「5~8時間」「8時間以上」の占め
る割合が増え、「40代」では5時間
以上という回答が19・2%と2割
近くもあります。

「20代以下」と「30代」を比較して
みましょう。「1時間未満」の比率
が「20歳代」では20・8%なのに比
べ、「30歳代」では8・3%と半分
以下に減少し、5時間以上の回答
者が増えています。パチスロも同
様に「30代」では、「20代以下」より

「30歳代」は 長時間プレイ

「20代以下」と「30代」を比較して
みましょう。「1時間未満」の比率
が「20歳代」では20・8%なのに比
べ、「30歳代」では8・3%と半分
以下に減少し、5時間以上の回答
者が増えています。パチスロも同
様に「30代」では、「20代以下」より

遊技時間短くなる傾向 様々な変化に対応を

図4 ■ 平日 年代別 パチンコプレイ時間

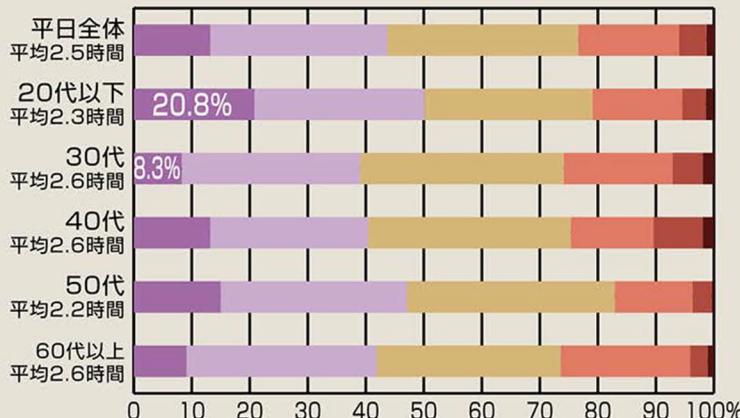


図5 ■ 休日 年代別 パチンコプレイ時間

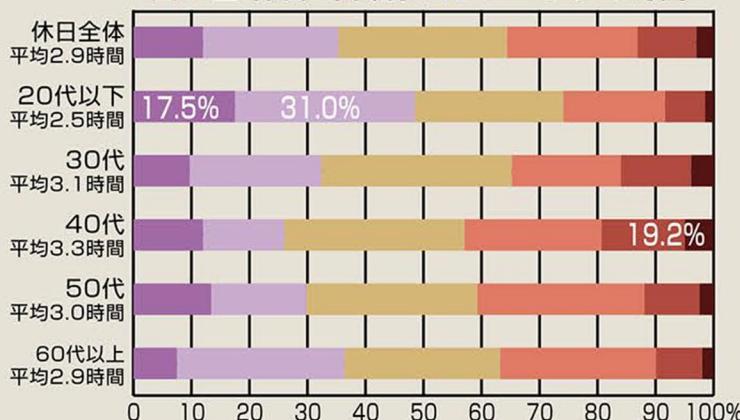


図6 ■ 平日 年代別 パチスロプレイ時間

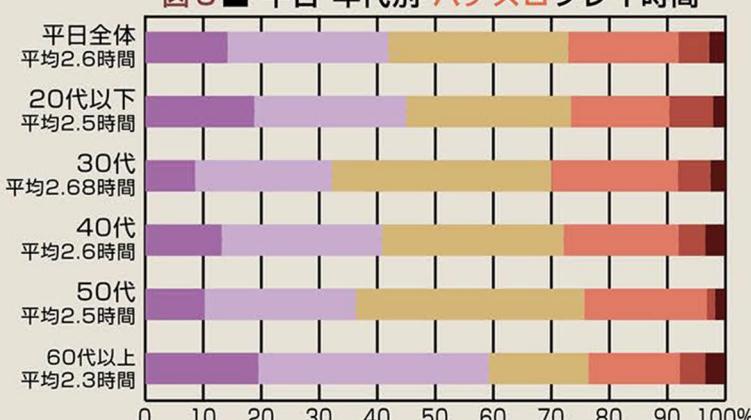
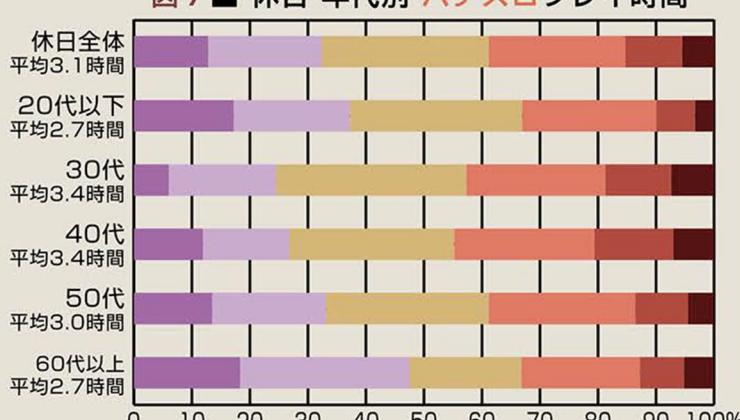


図7 ■ 休日 年代別 パチスロプレイ時間



プレイ時間が長くなる傾向にあります。厚生労働省の人口動態統計によると、2016年の初婚年齢は夫が31・1歳で妻が29・4歳です。独身時代なら、余暇時間も自分の自由に使えますし、遊技時間が長くなるのではと思われますが、逆の数字になっています。若い時は遊ぶ選択肢も多々あり、パチンコ・パチスロはその一つだと思われます。家庭を持つようになると独身時代より活動の幅が狭まり、通勤途中で手軽に遊べるパチン

コ・パチスロに時間を割くようになるのではないでしょうか。そうした人たちがコアな層を形成し、こうした数字に表れているのかもしません。

各世代に許容される遊びへ

年代が上がると家事や子育てなどで独身時代とは異なる時間の使い方になり、余暇の過ごし方も変わることは当然でしょう。とはい

いこと、これまでのパチンコ業界は稼働を重視し、お客様の滞在時間が長いことを良しとする傾向があつた

1日は24時間と限られているのですから、プレイ時間が長くなることは、新生活において配偶者の負担になつてしまふ可能性もあります。

これまでのパチンコ業界は稼働を重視し、お客様の滞在時間が長いことを良しとする傾向があつた

時代も結婚後も多くの人々に楽しまる娯楽でありたいものです。そのためには、依存・のめり込みなど好ましくないイメージを払拭する必要があるでしょう。また、

時代」の遊技時間は意外と短いものです。他の世代でも「2~3時間」が最も多く、全体的にも2時間以下のお客様が3割を超えてきています。お客様が3割を超えてきていました。様々な変化を求められているパチンコ業界は、自ら固定観念を捨て新たな利用者像を創造していく必要があると言えるでしょう。

■ 1時間未満 ■ 1~2時間 ■ 2~3時間 ■ 3~5時間 ■ 5~8時間 ■ 8時間以上

遊技産業健全化推進機構ニュース

KiKO NEWS お知らせ

この機構ニュースは
機構のホームページで読めます



編集後記

苦労して読んだ韓載香(ハンジエヒ)
ヤン)「パチンコ産業史—周縁経済から巨大市場へ」(名古屋大学出版会)が、
サントリー学芸賞を受賞した。選評は
「本書のオリジナルなところは、多く
の人がパチンコ産業は特殊な産業だと
思っている中で、規制への制度的対応、
技術革新と規制の関係、新しいビジ
ネスマネジメントの開発など、産業にも
普遍的な枠組みで分析しているところ
難解だったけど 喜ばしい」
である。「1980年代に入つてのパチン
コ店の大型化、郊外立地についてもG
IS(地理情報システム)や個別企業
の資料を用いてその戦略を検討してい
る。著者の優れた文章力と経済的な
思考力が印象的である」(大竹文雄)。
パチンコ産業の理解が深まる結構な

受賞だ。
フランスの作曲家、M・ルグラン氏
が1月末に亡くなつた。86歳。多くの
映画音楽を作曲したのをはじめ、ジャ
ズプレーヤーを
シェルブールの
思い出
集めてアルバム
を作るなど活
躍した。何と言つても記憶に残るのは
ミュージカル映画「シェルブールの雨
傘」(1964年)の音楽である。美しい
ドヌーブ。港町を舞台に恋の物語が
繰り広げられる。カンヌ国際映画祭で
グランプリに輝いた。以前、期待に胸
を弾ませてこの町を見に行つたが、漁
船が出入りする普通の港町で映画との
落差にがつかりした経験がある。夢は
夢のままがいいようだ。でも音楽は生
が、気づいた時は痛かつた。
(H)

「機構が広報誌を出しているとは知らなかつた」。こんな声をホールの現場で聞くことがあります。

機構ニュースは毎月1回発行され、全日遊連や日工組など機構の社員団体に送られています。そして各団体から支部などに送られることになっていますが、ホール現場に届いていないこともあります。

機構ニュースは紙媒体の印刷物として刊行されると同時に、機構のホームページでも電子データとして公開されています。2007年7月の創刊号から最新号まで収録されているので、いつでも閲覧することができます。

特集記事や「データでみるパチンコ業界」、三堀清弁護士の連載など業界関係者にとって役立つ情報もあると思われます。興味のある方は是非、機構のホームページをのぞいてみて下さい。

遊技産業健全化推進機構のホームページアドレスは次の通りです

<http://www.suishinkikou/or.jp>

お問い合わせは下記へ

電話 03-3518-2062

FAX 03-3518-2063

遊技産業健全化推進機構広報誌 平成31年3月1日(毎月1日発行)第141号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変ります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry